Ⅱ　第85号議案　神戸市駐車場条例の一部を改正する条例の件

第 85 号議案

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例の件

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月27日提出

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例

神戸市駐車場条例（昭和42年３月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	使用の対象
［略］	［略］	［略］
神戸市立細田駐車場	［略］	［略］

別表第３（第６条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額	自動二輪車（１日１回）
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市立細田駐車場		［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第４（第６条関係）

名称	普通自動車定期駐車券１月当たりの駐車料金	自動二輪車定期駐車券１月当たりの駐車料金
［略］	［略］	［略］
神戸市立細田駐車場	［略］	
［略］	［略］	［略］

備考　［略］

改正前

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	使用の対象
［略］	［略］	［略］
神戸市立細田駐車場	［略］	［略］
神戸市立新長田駐車場	神戸市長田区日吉町１丁目若松公園地下	普通自動車

別表第３（第６条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額	自動二輪車（１日１回）
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市立細田駐車場		［略］	［略］	
神戸市立新長田駐車場		30分につき100円	810円	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第４（第６条関係）

名称	普通自動車定期駐車券１月当たりの駐車料金	自動二輪車定期駐車券１月当たりの駐車料金
［略］	［略］	［略］
神戸市立細田駐車場	［略］	
神戸市立新長田駐車場	15,280円	
［略］	［略］	［略］

備考　［略］

附　則

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理　　由

神戸市立新長田駐車場の廃止に伴い、条例を改正する必要があるため。